

私は、政清会を代表しまして、発議第 13 号ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書（案）に対し、反対の立場で討論いたします。

確かに、全ての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、様々な分野で持てる力を最大限発揮し、輝くことができる社会の実現を目指し、女性活躍だけに限らず全ての人々が活躍できるための施策は必要であります。

しかしながら、本意見書においては、「男女平等が実現しない背景には、政権を担う人々に残っている戦前の男尊女卑や個人の尊厳の否定を当然視する思想が根底にある」という偏見とも言える科学的根拠のない表現が用いられており、市を代表して国に提出する意見書としてふさわしいものではないと考えます。

また一方で、政府は、令和 2 年 12 月に第 5 次男女共同参画基本計を閣議決定し、施策の基本的方向と具体的取組を示しております。

あらゆる分野における女性の参画拡大や、仕事と子育てが両立できる環境の整備を始めとして、女性が直面する困難な課題について解消していくことが重要であり、私たち政清会は、政府に求めるべきことは、第 5 次男女共同参画基本計画の確実な実行であると考えます。

以上のことから、発議第 13 号ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書（案）には、反対いたします。